

○ 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号農林水産省生産局長・農村振興局長連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>第3 事業の実施及び実績報告</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 要綱第26の1の「みどりチェック」チェックシートの様式は、様式第4号のとおりとする。</u></p> <p><u>6 事業の着手</u></p> <p>(1) 事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県は、あらかじめ、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式<u>第5号</u>により地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</p> <p>1～9 (略)</p> <p>中山間交付金に係る推進事業の交付対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	費目	細目	内容	旅費	(略)	(略)	<p>第3 事業の実施及び実績報告</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5 事業の着手</u></p> <p>(1) 事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県は、あらかじめ、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式<u>第4号</u>により地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</p> <p>1～9 (略)</p> <p>中山間交付金に係る推進事業の交付対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	費目	細目	内容	旅費	(略)	(略)
費目	細目	内容											
旅費	(略)	(略)											
費目	細目	内容											
旅費	(略)	(略)											

諸謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費</li> <li>・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費</li> </ul>
委託費		(略)
事務費	(略)	(略)
	使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議等を開催する場合の会場費</li> <li>・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む。）</li> <li>・自動車の使用料等</li> </ul>
	(略)	(略)

#### 第8 電子情報処理組織による届出

- 1 都道府県知事は、第3の6の(1)の規定による交付決定前着手届（以下「届出」という。）については、当該規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする（天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く。）。なお、届出については、共通申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により届出を行う場合において、本要領に基づ

諸謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 <u>【推進組織推進事業は除く】</u></li> <li>・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費 <u>【推進組織推進事業は除く】</u></li> </ul>
委託費		(略)
事務費	(略)	(略)
	使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議等を開催する場合の会場費</li> <li>・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む。）<u>【都道府県推進事業は除く】</u></li> <li>・自動車の使用料等<u>【都道府県推進事業は除く】</u></li> </ul>
	(略)	(略)

#### 第8 電子情報処理組織による届出

- 1 都道府県知事は、第3の5の(1)の規定による交付決定前着手届（以下「届出」という。）については、当該規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする（天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く。）。なお、届出については、共通申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により届出を行う場合において、本要領に基づ

き当該届出に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 (略)

(別記1)

#### 第1 交付対象者が備えるべき要件

(1)・(2) (略)

(3) 当該法人が支援する多面交付対象組織（以下「支援対象組織」という。）の多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙1の第5の2に定める活動計画書に定めた区域を合わせたまとまりのある区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は活動計画書に定めた区域内の農用地面積の総計がまとまりのある農用地面積として、200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有すること。

(4) (3)の規定にかかわらず、都道府県知事は、多面交付金実施要綱第3の2の(1)に定める基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、生産条件が不利な農用地等地域の状況に応じて、50ヘクタール以上200ヘクタール未満の範囲（北海道にあっては1,500ヘクタール以上3,000ヘクタール未満の範囲）又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲で、事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を別に定めることができる。

#### 第2 交付手続

き当該届出に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 (略)

(別記1)

#### 第1 交付対象者が備えるべき要件

(1)・(2) (略)

(3) 当該法人が支援する多面交付対象組織（以下「支援対象組織」という。）の多面的機能支払交付金実施要綱（以下「多面要綱」という。）別紙1の第5の2に定める活動計画書に定めた区域を合わせたまとまりのある区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は活動計画書に定めた区域内の農用地面積の総計がまとまりのある農用地面積として、200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有すること。

(4) (3)の規定にかかわらず、都道府県知事は、多面要綱別紙3の第1の3に定める基本方針において、生産条件が不利な農用地等地域の状況に応じて、50ヘクタール以上200ヘクタール未満の範囲（北海道にあっては1,500ヘクタール以上3,000ヘクタール未満の範囲）又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲で、事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を別に定めることができる。

#### 第2 交付手続

(1) 交付金の交付を受けようとする事務支援組織（以下「交付対象者」という。）は、別記1様式第1号を事業実施年度の3月10日までに、次のアからエまでに掲げる書類を添付し、要綱基本方針により都道府県知事が事務支援組織への支援事業を実施する者（以下「支援事業実施主体」という。）として定めた者に提出するものとする。

ア～エ （略）

(2) ～ (4) （略）

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
都道府県推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）につ  
いて

日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3

(1) 交付金の交付を受けようとする事務支援組織（以下「交付対象者」という。）は、別記1様式第1号を事業実施年度の3月10日までに、次のアからエまでに掲げる書類を添付し、多面要綱別紙3の第1の3に定める基本方針により都道府県知事が事務支援組織への支援事業を実施する者（以下「支援事業実施主体」という。）として定めた者に提出するものとする。

ア～エ （略）

(2) ～ (4) （略）

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
都道府県推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）につ  
いて

日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3

農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第5の2(第17の5)及び第26の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 事業の目的

〇〇年度多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金等の実施を推進するため。

- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)都道府県推進事業実施計画書(別紙1-1)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)都道府県推進事業実施計画書(別紙1-2)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)都道府県推進事業実施計画書(別紙1-3)
- 「みどりチェック」チェックシート(様式第4号)

<施行注意>

1~3 (略)

4. 様式第4号は、みどり認定を担当する部局等から別途提出する場合、添付を省略することができる。

(別紙1-1別添)

農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第5の2(第17の5)の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 事業の目的

〇〇年度多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金等の実施を推進するため。

- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)都道府県推進事業実施計画書(別紙1-1)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)都道府県推進事業実施計画書(別紙1-2)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)都道府県推進事業実施計画書(別紙1-3)  
(新設)

<施行注意>

1~3 (略)

(新設)

(別紙1-1別添)

日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業） 都道府県推進事業の経費の配分

（略）

注：要綱別紙1の第1の4に基づき、都道府県が策定した要綱基本方針の中で、都道府県推進事業として実施することとして定めた事項を記載すること。

市町村及び推進組織に対し交付金を交付している場合については、推進事業に要する経費（又は要した経費）欄の市町村推進事業及び推進組織推進事業の枠内に、市町村及び推進組織への交付を完了した年月日について、「〇〇年〇〇月〇〇日に交付完了」と追記すること。

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

（別紙1－2別添）

日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業） 都道府県推進事業の経費の配分

（略）

注：市町村及び推進組織に対し交付金を交付している場合については、推進事業に要する経費（又は要した経費）欄の市町村推進事業及び推進組織推進事業の枠内に、市町村及び推進組織への

日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業） 都道府県推進事業の経費の配分

（略）

注：要綱別紙1の第1の4に基づき、都道府県が策定した要綱基本方針の中で、都道府県推進事業として実施することとして定めた事項を記載すること。

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

（別紙1－2別添）

日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業） 都道府県推進事業の経費の配分

（略）

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

交付を完了した年月日について、「〇〇年〇〇月〇〇日に交付完了」と追記すること。

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(別紙 1 - 3 別添)

日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業) 都道府県推進事業の経費の配分

(1) 都道府県推進事業の経費の配分

(略)

注:市町村及び推進組織に対し交付金を交付している場合にあっては、推進事業に要する経費(又は要した経費)欄の市町村推進事業及び推進組織推進事業の枠内に、市町村及び推進組織への交付を完了した年月日について、「〇〇年〇〇月〇〇日に交付完了」と追記すること。

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(2)・(3) (略)

(様式第 2 号)

(別紙 1 - 3 別添)

日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業) 都道府県推進事業の経費の配分

(1) 都道府県推進事業の経費の配分

(略)

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(2)・(3) (略)

(様式第 2 号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇年度日本型直接支払推進交付金

市町村推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について

日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の3（第17の6）及び第26の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1. 事業の目的

〇〇年度多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金等の実施を推進するため。

- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画書（別紙2-1）
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画書（別紙2-2）
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画書（別紙2-3）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇年度日本型直接支払推進交付金

市町村推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について

日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の3（第17の6）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1. 事業の目的

〇〇年度多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金等の実施を推進するため。

- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画書（別紙2-1）
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画書（別紙2-2）
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画書（別紙2-3）

□ 「みどりチェック」チェックシート（様式第4号）

<施行注意>

1～3（略）

（様式第3号）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇推進組織長

〇〇年度日本型直接支払推進交付金

市町村推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について

日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の4（第17の6）及び第26の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1. 事業の目的

〇〇年度多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金

（新設）

<施行注意>

1～3（略）

（様式第3号）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇推進組織長

〇〇年度日本型直接支払推進交付金

市町村推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について

日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の4（第17の6）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1. 事業の目的

〇〇年度多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金

及び環境保全型農業直接支払交付金の実施を推進するため。

- 年度日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書(別紙3-1)
- 年度日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書(別紙3-2)
- 年度日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書(別紙3-3)
- 「みどりチェック」チェックシート(様式第4号)

<施行注意>

1～3 (略)

(別紙3-2)

○○年度日本型直接支払推進交付金  
(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)  
推進組織推進事業実施計画書 (実績報告書)

1. 推進・指導等  
(削る。)

(1) 説明会等の開催計画(実績)

開催時期	説明内容	備考

及び環境保全型農業直接支払交付金の実施を推進するため。

- 年度日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書(別紙3-1)
- 年度日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書(別紙3-2)
- 年度日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書(別紙3-3)
- (新設)

<施行注意>

1～3 (略)

(別紙3-2)

○○年度日本型直接支払推進交付金  
(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)  
推進組織推進事業実施計画書 (実績報告書)

1. 推進・指導等

実施時期	内容	備考
月		

(新設)

月		
---	--	--

(2) 推進・指導等の計画（実績）

（新設）

実施時期	内容	備考
月		

(3) 推進に関する手引き等の作成計画（実績）

（新設）

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

(4) 審査・通知等の計画（実績）

（新設）

実施時期	内容・件数等	備考
月		

2. (略)

2. (略)

3. その他推進事業の実施に必要な事項（実績）

（新設）

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

4・5 (略)

3・4 (略)

(様式第4号)

（新設）

「みどりチェック」チェックシート

団体名：

住所：

連絡先：

事業実施期間中において、以下のとおり、環境負荷低減に関する取組を実施します。

	申請時 (します)	(1) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守※	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギーを消費しない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時	(3) 廃棄物の発生抑制、適正	報告時

	(します)	な循環的な利用及び適正な処 分	(しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適 正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

※②関係法令の遵守の対象となる法令は、廃棄物の処理及び清掃に  
関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等  
の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分  
別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112  
号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの  
法律に基づく命令とする。

※申請時には、「申請時（します）」欄の全ての項目にチェックする  
こと。また、報告時には、「報告時（しました）」欄の全ての項目  
にチェックすること。

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

(様式第4号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付決定前着手届

日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知) 第3の6の規定に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので、提出する。

記

1～3 (略)

- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)(別紙5-1)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)(別紙5-2)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)(別紙5-3)

<施行注意>

該当する□に☑を記入すること。

(別紙5-1)～(別紙5-3) (略)

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付決定前着手届

日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知) 第3の5の規定に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので、提出する。

記

1～3 (略)

- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)(別紙4-1)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)(別紙4-2)
- 〇〇年度日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)(別紙4-3)

<施行注意>

該当する□に☑を記入すること。

(別紙4-1)～(別紙4-3) (略)

## 附 則

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。